国立市建設工事共同企業体取扱要領の制定について

国立市では、令和4年度以降、老朽化された小学校の改築工事等の大規模かつ技術的難易度が高い建設工事の発注が予定されています。このことから、国立市が発注する建設工事の制限付き一般競争入札において、適正な競争及び施工の確保並びに中小企業者の技術の向上及び受注機会の増大を図るため、建設工事を特定建設工事共同企業体により施工する場合の取扱いについて、必要な事項を定める国立市建設工事共同企業体取扱要領を制定しましたので、お知らせします。

1. 概要

(1)対象工事

制限付き一般競争入札の対象とする建設工事のうち、その1件あたりの予定価格が次に掲げる 工事の種別に応じ、それぞれ定める額以上のもの

- ① 建築工事 5億円
- ② 土木工事 5億円

(2)構成員の資格

- ① 国立市競争入札参加者名簿に登録されている者
- ② 国立市競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成7年9月国立市訓令(甲第37号)に基づく指名停止措置を受けていない者
- ③ 国立市契約における暴力団等排除措置要綱(平成26年2月国立市訓令第1号)に 基づく入札参加除外措置を受けていない者
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により 一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項の規定により一般競 争入札に参加させないことができる者に該当しない者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- ⑥ ①~⑤に掲げる者のほか、対象工事ごとに別に定める要件を満たしている者

(3)構成員の数

2者又は3者

(4)結成方法

構成員において自主的に行う

(5)出資比率(構成員の共同企業体に係る出資比率の最小限度の基準) 2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上

(6)代表者の選定

出資比率が構成員のうち最大の者

(7)提出書類

- ① 建設工事共同企業体協定書
- ② 委任状
- ③ 復代理人用委任状 (代表者が復代理人を選任した場合)
- 2. 施行日 令和4年4月1日